

函館市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき，都市建設部および教育委員会生涯学習部を対象として，随時監査（工事監査）を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成30年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成29年度 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

工事名 巴中学校校舎等新築主体その他工事 [1工区]
巴中学校校舎等新築主体その他工事 [2工区]
工事担当部局 都市建設部
予算主管部局 教育委員会生涯学習部
契約担当部局 都市建設部

2 監査の期間

平成29年9月25日から平成29年12月25日まで

3 監査の実施内容

監査にあたっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿、設計図書等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、平成29年10月5日・6日に実施した。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 仕様書、図面および設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

ア 歩掛および単価は適正か。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書、見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備さ

巴中学校校舎等新築主体その他工事〔2工区〕共同企業体
工 期 平成28年9月14日から平成30年1月31日まで
(1工区・2工区ともに)

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、適正に執行されていた。